

平成 29 年度
市立施設（幼稚園・保育所）
運営法人の募集要項

平成 29 年 9 月
岡山市岡山っ子育成局
こども園推進課

岡山市では、「岡山市の就学前教育・保育の在り方について」（平成 24 年 12 月策定）及び「施設配置の最適化における公立施設の整備等の進め方について」（平成 28 年 3 月策定）に基づき、市立施設（幼稚園・保育所）の民営化を進めておりますが、今回、下記の市立幼稚園を対象に運営法人を募集します。

1 募集する市立施設

- (1) 岡山市立馬屋上幼稚園 岡山市北区富吉 2 9 4 5 - 7 (募集番号：2017 第 1 号)
- (2) 岡山市立大宮幼稚園 岡山市東区下阿知 8 9 1 (募集番号：2017 第 2 号)
- (3) 岡山市立朝日幼稚園 岡山市東区西片岡 6 7 1 - 1 (募集番号：2017 第 3 号)

2 募集条件

(1) 運営する施設類型、利用定員

運営する施設類型、利用定員については、次のいずれかに該当すること。

①幼保連携型認定こども園

利用定員 20 人以上

②認可保育所（保育所の分園としての運営も可）

※ただし、分園の場合は、本園との一体的な管理運営が可能であること。

利用定員 20 人以上

③小規模保育事業 A 型（岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 3 章第 2 節に規定するもの）

利用定員 9 人以上

(2) 土地、建物

①土地 現状のまま無償貸付又は有償貸付

②建物 現状のまま無償譲渡又は有償譲渡（ただし、譲渡後の施設改修は任意）

※条件は、運営する施設の類型、運営法人等により異なりますので、別途協議が必要です。

※建物評価については、現在鑑定評価中です。

(3) 応募資格

施設を安定的に運営することができる法人で、次の条件を満たす者。

①岡山市の教育・保育行政をよく理解し、積極的に協力できること。

②事業遂行できる十分な資力・知識・技術能力等を有し、財務内容が適正であり、継続的に安定した施設運営を行うことができること。

③子ども・子育て支援 3 法のほか、岡山市のそれぞれの施設類型に関する基準を定める条例及び国の通知・通達、岡山市の指導を熟知し、遵守できること。

④本事業に関し、不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。

- ⑤開設時の運転資金として、年間事業費の12分の1以上を預貯金等で有していること。
- ⑥施設整備に係る費用の総額の10%以上の自己資金を準備し、整備事業費に充当すること。
- ⑦平成30年4月以降、できるだけ早期に施設を開設できること。
- ⑧その他、市長が必要と認める条件を満たすことができること。

3 募集要項の配布

- (1) 日 時 平成29年9月22日(金)から平成29年12月8日(金)まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前8時30分から午後5時15分まで(時間厳守)
- (2) 場 所 岡山市岡山っ子育成局こども園推進課(岡山市役所本庁舎9階)
※募集要項及び事前協議申請書は、岡山市ホームページからダウンロードが可能です。

4 事前協議

事業内容や応募方法等についての確認のため、応募書類の提出に先立ち、事前協議を必須とします。

事前協議は、予め電話等で日時を予約し、「事前協議申請書」に必要事項を記入の上で、協議当日に持参してください。

※事前協議の際に、事前協議申請書の提出と引き換えに、書類審査基準表をお渡しします。

- (1) 日 時 平成29年9月22日(金)から平成29年12月8日(金)まで
(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前8時30分から午後5時15分まで(時間厳守)
- (2) 場 所 岡山市岡山っ子育成局こども園推進課(岡山市役所本庁舎9階)
- (3) 協 議 事前協議は、法人の代表者(又は事業責任者)又は施設長予定者が行ってください。
 - ①代理人のみによる事前協議や電話による協議はできません。
 - ②審査に関する質問には、お答えできません。
- (4) 連絡先 岡山市岡山っ子育成局こども園推進課(岡山市役所本庁舎9階)
電話 086-803-1430(直通)

5 現地見学会

平成 29 年 10 月下旬頃に現地（施設）見学会を予定しています。

※具体的な実施日時等については、別途お知らせします。

6 提出書類の受付

事前協議が終了した法人は、次のとおり関係書類を提出してください。

- (1) 受付期間 平成 29 年 12 月 11 日（月）から平成 29 年 12 月 15 日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（時間厳守）
（ただし、午後 0 時から午後 1 時を除く。）
- (2) 提出方法 提出は持参のみとし、郵便等による提出は受付いたしません。
- (3) 提出先 岡山市岡山っ子育成局こども園推進課（岡山市役所本庁舎 9 階）
- (4) 注意事項 応募資格等に適合しない場合や提出書類に不備や記入漏れ等がある場合は、審査の対象となりません。
また、受付期間終了後の提出書類の差し替えや内容の変更は認められません。
- (5) 提出書類 各書類は、正本 1 部、副本 1 部を提出してください。
書類名の前に※印のある書類は、事業の実施にあたり、増築、改修等を行う計画の場合のみ提出してください。
また、番号の前に○印のある書類は、正本、副本とは別に、それぞれ審査会資料用として 20 部を提出してください。

①施設運営関係

- 1 運営計画書【計画書】
- 2 保育事業計画書【保育計画書】
- 3 ヒアリング審査質問票【ヒアリング】
 - 4 法人の登記履歴事項証明書、定款又は寄附行為
 - 5 施設長就任承諾書
 - 6 施設長予定者に関する書類（履歴書、資格を証明する書類<保育士証、幼稚園教諭免許等>、前歴証明書<保育事業への従事経験を証明するもの>、印鑑証明書<施設長就任承諾書に押印したもの>、身分証明書<市町村長が発行したもの>）
- 7 整備運営資金計画書【資金計画書】
 - 8 自己資金内訳書
 - 9 借入金明細書
 - 10 借入金償還計画書（借入金がある場合のみ）

- 1 1 施設整備を行う年度及び事業開始年度の収支見込計算書
- 1 2 建物の平面図（各室の用途、教育・保育年齢、定員、床面積、内法面積を明示）、※配置図、※立面図【図面等】
- 1 3 部屋別面積調書【面積調書】
 - 1 4 ※工事設計書（工種別設計金額が分かるものとし、消費税込の金額で記載すること。）
- 1 5 ※工事工程表【工程表】
- 1 6 関係機関との事前協議状況表【協議状況】
- 1 7 現在運営している施設の概要及び事業開始年月日を確認できる書類（パンフレット等で可）【参考資料】
 - 1 8 連携施設承諾書（小規模保育事業の運営を計画する場合のみ）
 - 1 9 福祉サービス第三者評価受審確約書（実施する事業者のみ）
 - 2 0 その他審査に際し必要と認める書類

②法人概要関係

- 1 直近の会計年度で3年間連続して損失を計上していないことを証明する書類【決算書】
 - 2 運営計画に係る議事録（理事会議事録、評議員会議事録等）
 - 3 国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類（納税証明書等）
 - 4 その他審査に際し必要と認める書類

(6) 提出書類の綴り方

- ①提出書類は、「施設運営関係」と「法人概要関係」を別冊とし、それぞれ書類番号順に仕切紙で分けて、左綴りでフラットファイル等に綴り込んでください。
- ②各書類は、すべてA4サイズ（片面印刷）とし、仕切紙には書類番号を表示したインデックス（見出し）を付けてください。正本・副本以外の20部については、左綴り用の穴を開け、仕切紙にインデックスを文書名（【 】の名称）で付けてください。なお、法人概要関係の決算書は、最新の年度のものだけで構いません。

7 審査及び評価

審査は、応募件数にかかわらず、平成29年12月下旬から平成30年1月上旬頃に「岡山市児童福祉審議会」（平成26年市条例第104号以下「審議会」という。）を開催し、参考人からの意見聴取とともに審査を行います。

「提出書類に基づく審査」（50点満点）及び「ヒアリングによる審査」（50点満点）とし、100点を満点とします。

ヒアリング審査の日時及び場所は、岡山市が指定し、後日、通知します。

(1) 書類審査の項目

審査項目の詳細及び配点は、事前協議の際にお渡しする「書類審査基準表」でご確認

ください。

(2) ヒアリング審査の項目

審査項目の詳細及び配点は、様式2「ヒアリング審査質問票」のとおりで、審査項目ごとに審査委員の平均点を算出します。

(3) 評価基準

書類審査の必須項目で0点の項目がある場合、書類審査の合計点が25点未満の場合、及び書類審査とヒアリング審査の合計で50点未満の場合は選考から除外します。

8 ヒアリング審査

ヒアリング審査の出席者は、2人以内とし、施設長予定者は必ず出席してください。

ヒアリングでは、最初に事業提案等について、口頭でプレゼンテーションを実施した後、質疑応答を行います。

プレゼンテーションは、全ての審査項目について、漏れなく説明してください。

9 運営予定者の決定及び結果通知

書類審査及びヒアリング審査の結果を得点により順位付けし、運営予定者として決定します。

審査の結果については、応募者全員に通知します。

10 運営予定者選定までの日程

内容	日程
募集開始	平成29年9月22日（金曜日）
相談受付・事前協議	平成29年9月22日（金曜日） ～平成29年12月8日（金曜日）
運営計画書等提出	平成29年12月11日（月曜日） ～平成29年12月15日（金曜日）
審議会開催	平成29年12月下旬 ～平成30年1月上旬を予定
運営予定者決定	平成30年1月中を予定

11 その他の留意点

(1) 提出書類は返却しません。また、提出書類等は情報公開の対象となる場合があり、請求により開示することがありますので、ご承知のうえ、提出してください。

(2) 本件の応募に係る一切の経費は、応募者の負担となります。

- (3) 審査の必要上、現在、運営されている施設の状況等について、現地確認や調査を行うことがあります。
- (4) 資金計画において、国や市の施設整備費補助を見込んでいる場合、運営予定者の責に依らない事由により施設整備費補助を受けられなくなった時は、申し出により運営予定者としての決定を取り消すことがあります。
- (5) 運営予定者として決定された後は、応募計画等の変更は、原則、認めません。
ただし、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等でやむを得ない場合のみ、本市と協議の上、変更を認めることがあります。
- (6) 運営予定者として決定された後、当初の計画や贈与金・借入金等の資金計画に大きな変更があった場合は、運営予定者としての決定を取り消すことがあります。
- (7) 運営予定者として決定された場合であっても、法令の規制等により運営計画の実施が見込まれないなど、施設運営が困難と市が判断した場合には、運営予定者としての決定を取り消すことがあります。
- (8) 本件審査に係る「岡山市児童福祉審議会」の委員への接触は、直接又は間接を問わず、禁止します。
- (9) 審査の公平性を期すため、応募者及びその関係者又はコンサルタント等から市の担当者等に対して、応募書類や計画の優劣等についての質問、個別相談及び審査内容に係る問合せ等を行うことは、審査の前後を問わず一切受付ません。
- (10) 応募者以外からの問合せには、一切応じません。
- (11) 次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外します。
- ①提出書類が提出期限後に提出された場合（ただし、市が必要と認めた追加・補正資料の提出は除く。）
 - ②提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ③重大な違背行為があったと認められる場合
 - ④審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ⑤本件の審査に係る審査会委員に接触した事実が認められた場合
 - ⑥応募資格及び運営条件を満たさない場合
 - ⑦同一施設で複数の計画提案書類を提出した場合
 - ⑧その他、運営法人として相応しくない事項が認められる場合や関係法令等に違反する

と認められる場合

- (12) 本件は、運営予定者を決定するものであり、市の補助金を見込んだ計画が選定された場合においても、補助金の交付は、本市予算に係る議決をもって正式決定となるため、当該補助金の交付を約束するものではありません。補助金の交付には、別途、手続きが必要であり、岡山市の指示及び指導に従っていただきます。
- (13) 運営予定者は、応募した計画内容等を確実に履行し、施設の整備及び事業等の運営に当たっては、関係法令等を遵守し、市の指示及び指導に従っていただきます。
- (14) 施設整備を行うために締結する契約（入札を含む。）については、岡山市契約規則に準拠する必要があります。※補助金交付申請をする場合
- (15) 応募計画の定員規模や事業内容等について、他の相談者に情報提供する場合がありますので、あらかじめ、ご了承ください。

連絡先 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市役所本庁舎9階
岡山市岡山っ子育成局こども園推進課
(電話番号) 086-803-1430 (直通)